

カード規定等 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
法人用 I Cカード規定 1 ～17 （省略） 18.（規定の適用） （1）（省略） （2）<u>この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> （3）<u>前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、</u>公表の際に定める<u>適用開始日</u>から適用されるものとします。 以 上 <u>（令和 2 年 4 月 1 日現在）</u>	法人用 I Cカード規定 1 ～17 （同左） 18.（規定の適用） （1）（同左） （2）<u>（追加）</u>この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> （3）前項 <u>（追加）</u> の変更は、<u>（追加）</u> 公表の際に定める <u>相当な期間を経過した日</u> から適用されるものとします。 以 上 <u>（追加）</u>